

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための
国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第62号)

＜主要項目＞

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年10月から施行)
- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。(平成26年4月から施行)
- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。

注) (1)、(2)、(5)については、税制抜本改革により得られる税収(消費税収)を充てる。

受給資格期間の短縮について

<改正内容>

○ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金

寡婦年金

上記に準じる旧法老齢年金

○ 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

○ 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済 期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

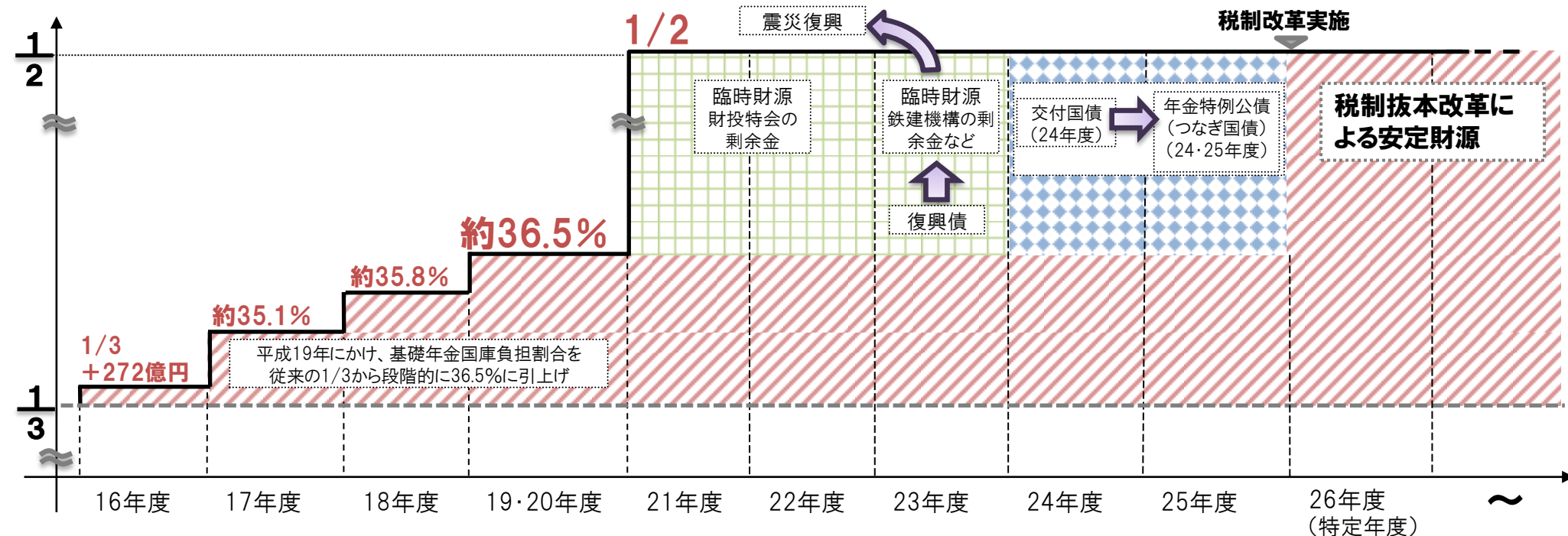
※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

特定年度(基礎年金国庫負担1/2を恒久化する年度)

<改正内容>

- ・現行の年金法の基礎年金国庫負担については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られる年度として、『特定年度』を法律で定めることで、その年度以降、恒久的に基礎年金国庫負担割合1/2が達成されることになっている。
- ・今般の社会保障・税一体改革では、平成26年度からの消費税増税(8%)により得られる税収を、基礎年金国庫負担1/2の維持に充てることとしており、『特定年度』を『平成26年度』と定める改正を行う。



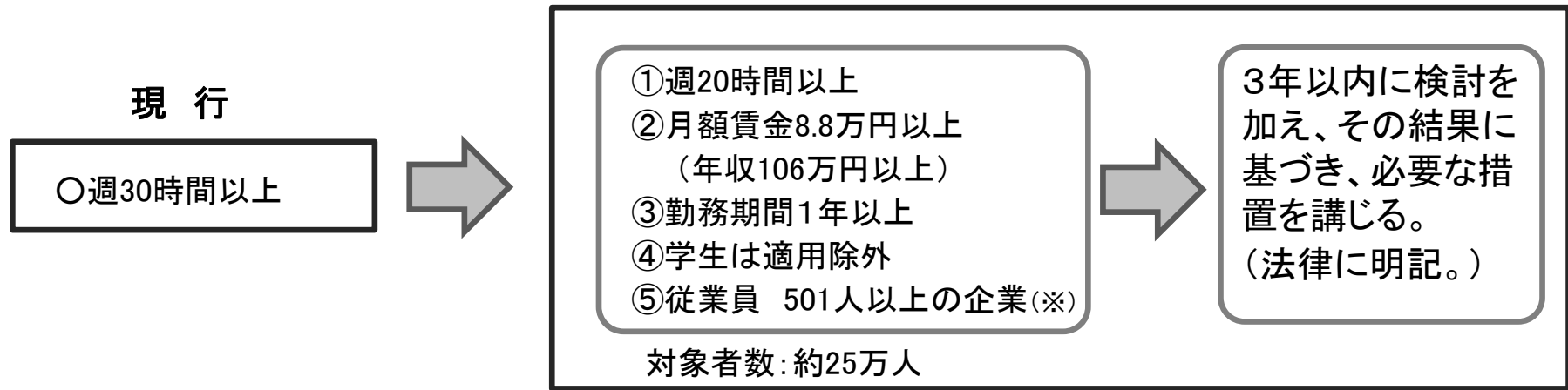
短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

【適用拡大の考え方】

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

《改正内容》

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)



(※)現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

《施行日》 平成28年10月

産休期間中の保険料免除

<改正内容>

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

・産前産後休業期間(※)中の厚生年金保険料を免除する。

(※) 産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。

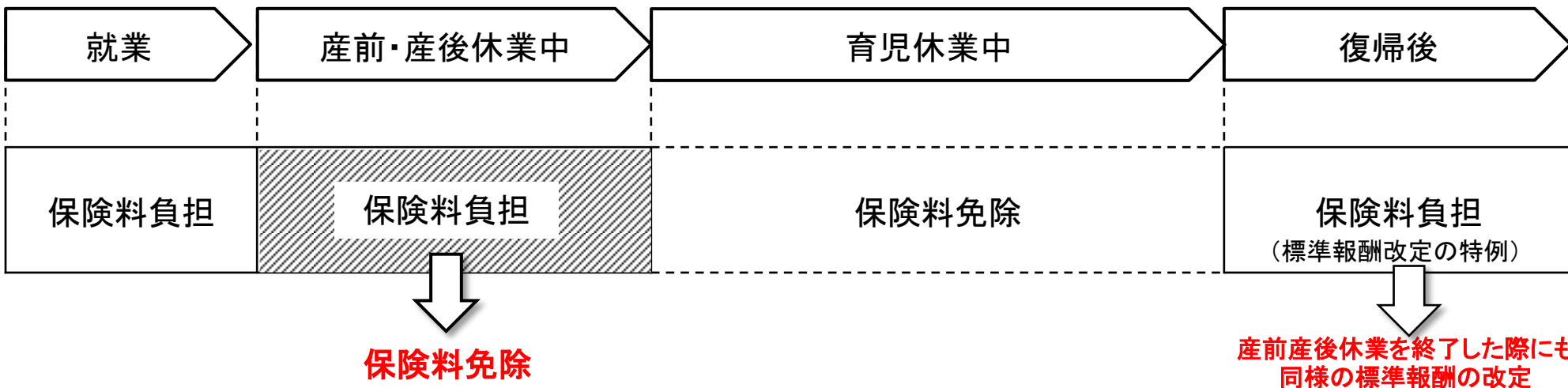
【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。

(※) 育児休業終了後についても、同様の措置あり。

○施行日 平成26年4月

【現行と改正後の保険料負担のイメージ】



その他の改正事項について①(給付関係)

○ 繰下げ支給の取扱いの見直し

- ・70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合に、年金額は70歳の時点で申出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌月以降の年金しか支払われない扱いとしていることについて、繰下げの申出を行うまでの期間の給付も行うこととする。

○ 国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入

- ・国民年金の任意加入被保険者(基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻や、基礎年金制度導入後の海外在住者など)が、その保険料を納付しなかった場合についても、任意加入を行わなかった期間と同様に、当該期間を合算対象期間として取扱うこととする。

○ 障害年金の額改定請求に係る待期期間の一部緩和

- ・障害年金の受給者の障害の程度が増進した場合の額改定請求に1年の待期期間が設けられていることについて、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、待期期間を要しないこととする。

○ 特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善

- ・障害等級の1級から3級に該当している者については、本人からの請求があれば、請求の翌月から特別支給の老齢厚生年金の定額部分を支給することとしている。これについて、障害年金受給者については、請求時以降とはせず、障害状態にあると判断される時に遡って障害特例による支給を行うこととする。

○ 未支給年金の請求範囲の拡大

- ・未支給年金の請求範囲を、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)に拡大する。

その他の改正事項について②(保険料・その他関係)

○ 免除期間に係る保険料の取扱いの改善

- ① 国民年金保険料を前納した後に免除に該当するようになった場合に、免除該当日前に納付された前納保険料のうち免除に該当した月分以後の分に係るものについて、還付を可能とする。
- ② 遡及して法定免除となった場合に、当該法定免除となった期間の分として免除該当後に納付されていた保険料が必ず還付される取扱いについて、本人が特に希望する場合には、当該期間を保険料納付済期間として取り扱えるようにする。
- ③ 法定免除に該当する場合(障害基礎年金の受給権者となったとき等)に、将来の年金権確保のために特に希望する者については、その後に納付すること又は前納を行うことを可能とする。

○ 国民年金保険料免除に係る遡及期間の見直し

- ・ 国民年金保険料免除の遡及期間について、現行では、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の納付が可能である過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようにする。

○ 付加保険料の納付期間の延長

- ・ 付加保険料については、納期限日(翌月末日)までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したものとみなされるが、国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付できるようにする。

○ 所在不明高齢者に係る届出義務化

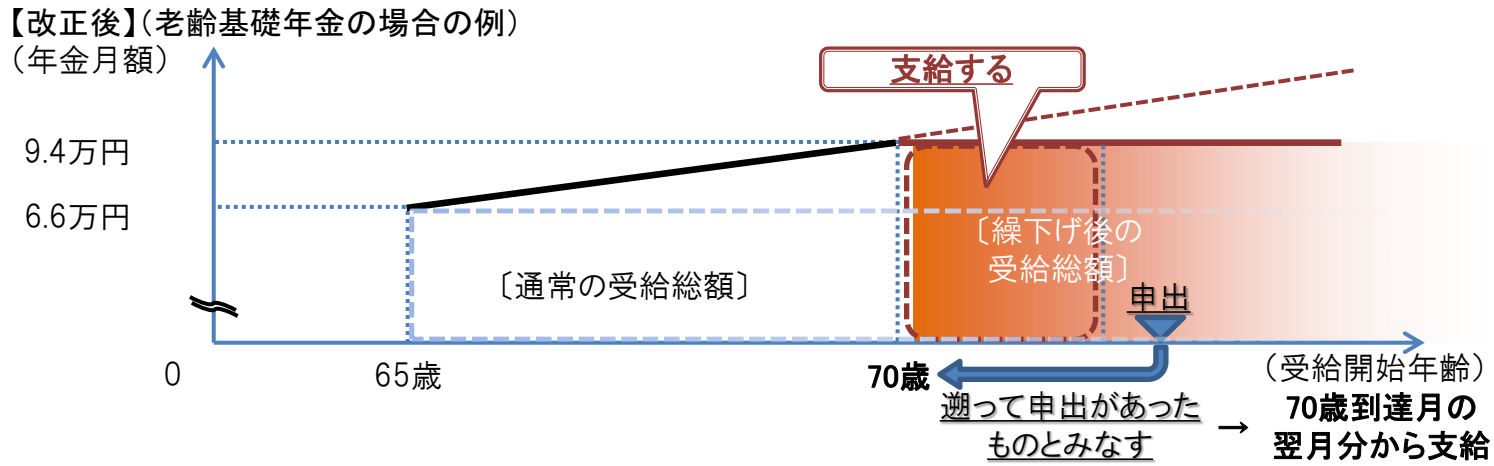
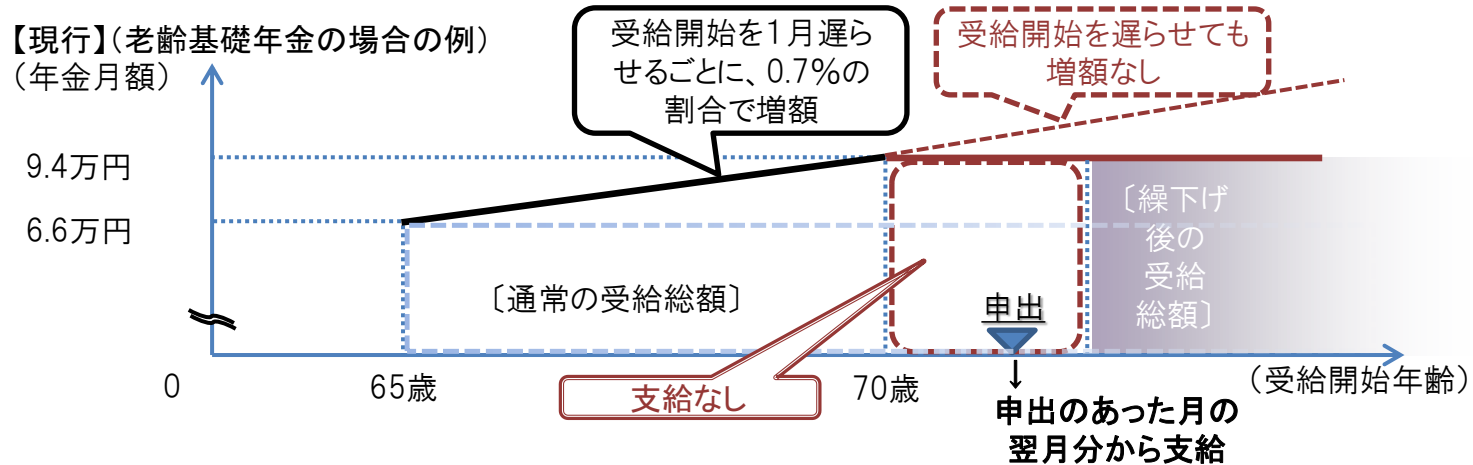
- ・ 年金受給者の所在が明らかでない場合に、同居の親族等に対して、所在不明である旨の届け出を義務化し、年金支給の一時差止めを行う。

【その他の改正事項の施行日】 平成26年4月

繰下げ支給の取扱いの見直し

(具体的な改正内容)

- ・ 70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合に、年金額は70歳の時点で申出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌月以降の年金しか支払われない扱いとしていることについて、繰下げの申出を行うまでの期間の給付も行うこととする。



国民年金任意加入被保険者の保険料納付を行わなかった期間の合算対象期間への算入

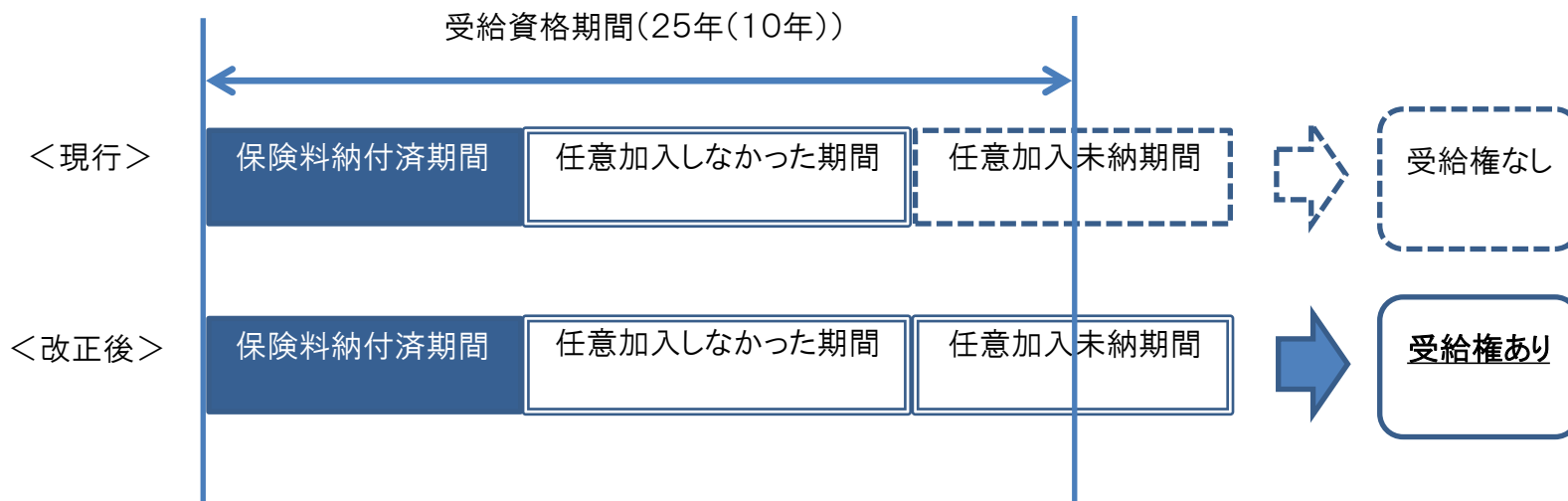
(具体的な改正内容)

- ・ 国民年金の任意加入被保険者(基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻や、基礎年金制度導入後の海外在住者など)が、その保険料を納付しなかった場合についても、任意加入を行わなかった期間と同様に、法改正の施行後以降、当該期間を合算対象期間として取扱うこととする。

<対象となる任意加入未納期間>

- ・ 基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
 - ・ 20歳以上の学生で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
 - ・ 基礎年金制度導入後の海外在住者で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
- これらの期間について、任意加入をしなかった期間と同様に、合算対象期間とする。

<改正内容>



障害年金の額改定請求に係る待期期間の一部緩和

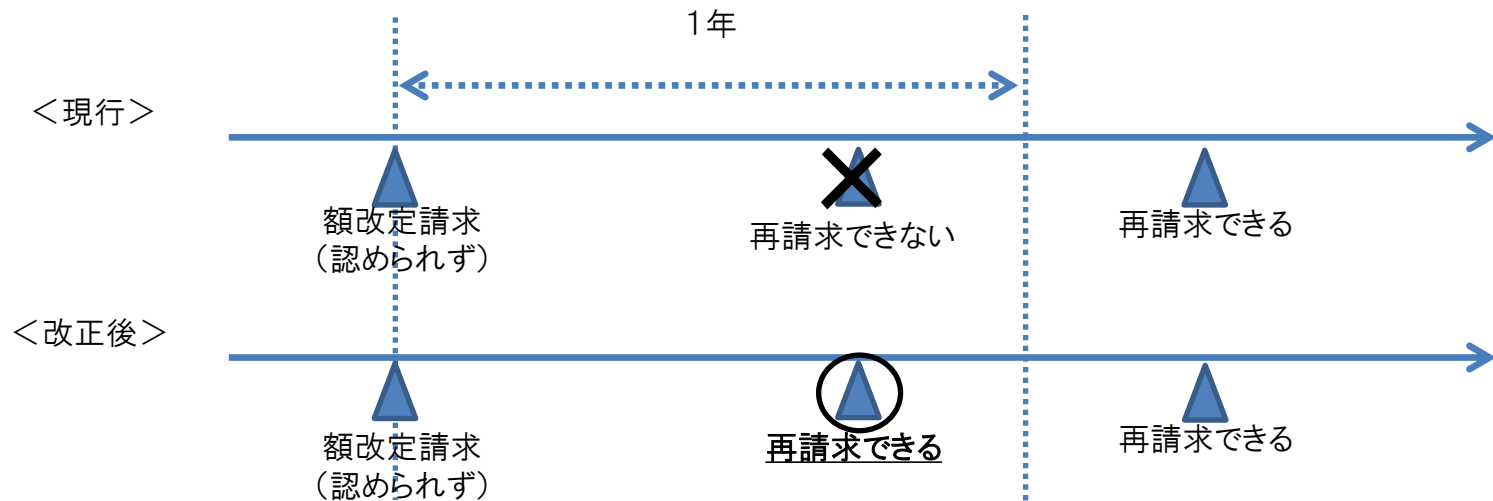
(具体的な改正内容)

- ・ 障害年金の受給者の障害の程度が増進した場合の額改定請求に1年の待期期間が設けられていることについて、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、待期期間を要しないこととする。

<額改定請求について>

- ・ 障害年金の額改定請求には、事務負担等を考慮し、1年間の待期期間が設けられている。

→今後、明らかに外見的に障害の程度が増進したことが確認できる場合などには、額改定の請求を認めることとする。なお、具体的な事例は省令等で定めることとする。



特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善

(具体的な改正内容)

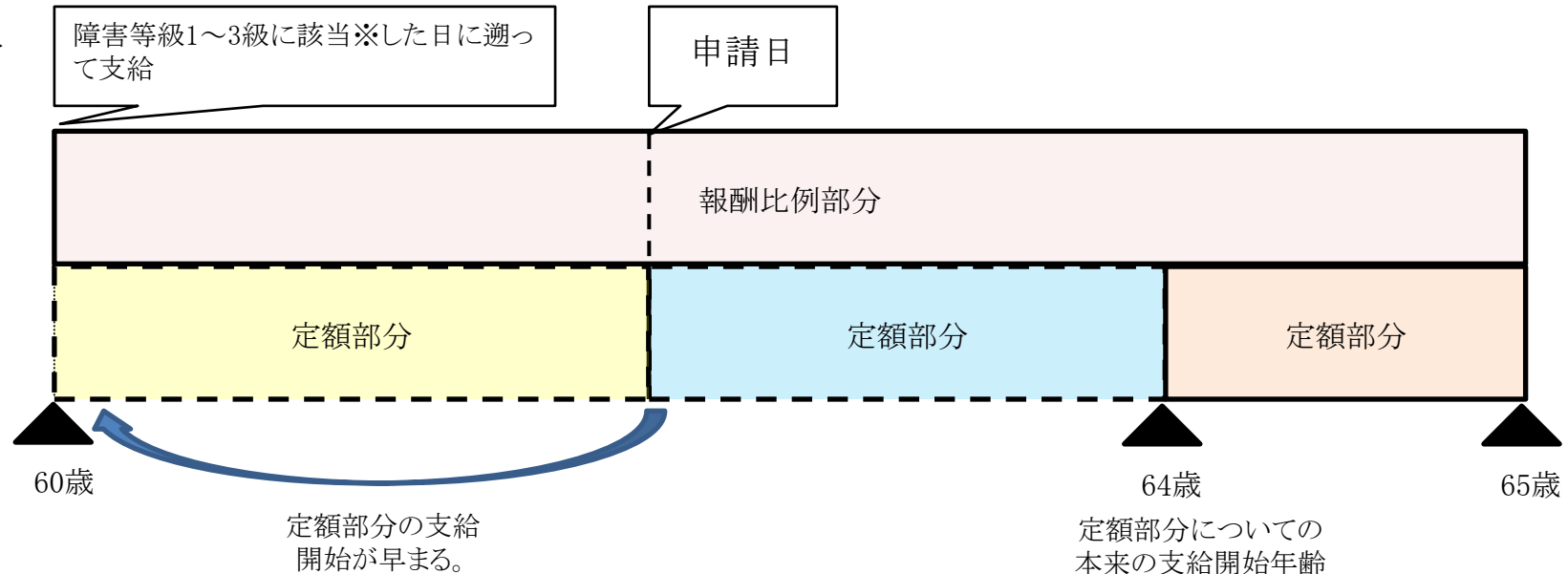
- ・特別支給の老齢厚生年金(特老厚)の支給開始年齢(現在は60歳)に達しており、障害等級の1級から3級に該当している者については、本人からの請求があれば、請求の翌月から特老厚の定額部分を支給することとしている。これについて、障害年金受給者については、請求時以降とはせず、障害状態にあると判断される時(特老厚の支給開始年齢以前から障害状態にある場合は、支給開始年齢以降)に遡って障害特例による支給を行うこととする。

<特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の見直し>

- ・現在、請求時以降の支給となっているが、これについて、障害状態にあると判断されるときに遡って支給することとする。

【障害特例のイメージ図】

<改正後>



※傷病の固定しているとき又は初診日から1年6ヶ月以上経過した日に障害状態にあるとき

未支給年金の請求範囲の拡大

(具体的な改正内容)

- ・年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、受取人がいないこととなるが、その受給者と生計を同じくする一定範囲の親族に限り、年金が一身専属の権利であり、他の人が代わって受け取ることができないことの例外として、当該親族が「未支給年金」として受給を請求することができる。
- ・この未支給年金を請求することができる親族の範囲を、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)までに拡大する。

<未支給年金の支給範囲>

【現行】

生計を同じくしていた

- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹



【改正後】

生計を同じくしていた

- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹
- ・甥、姪
- ・子の配偶者
- ・叔父、叔母
- ・曾孫、曾祖父母
- ・上記の者の配偶者 等

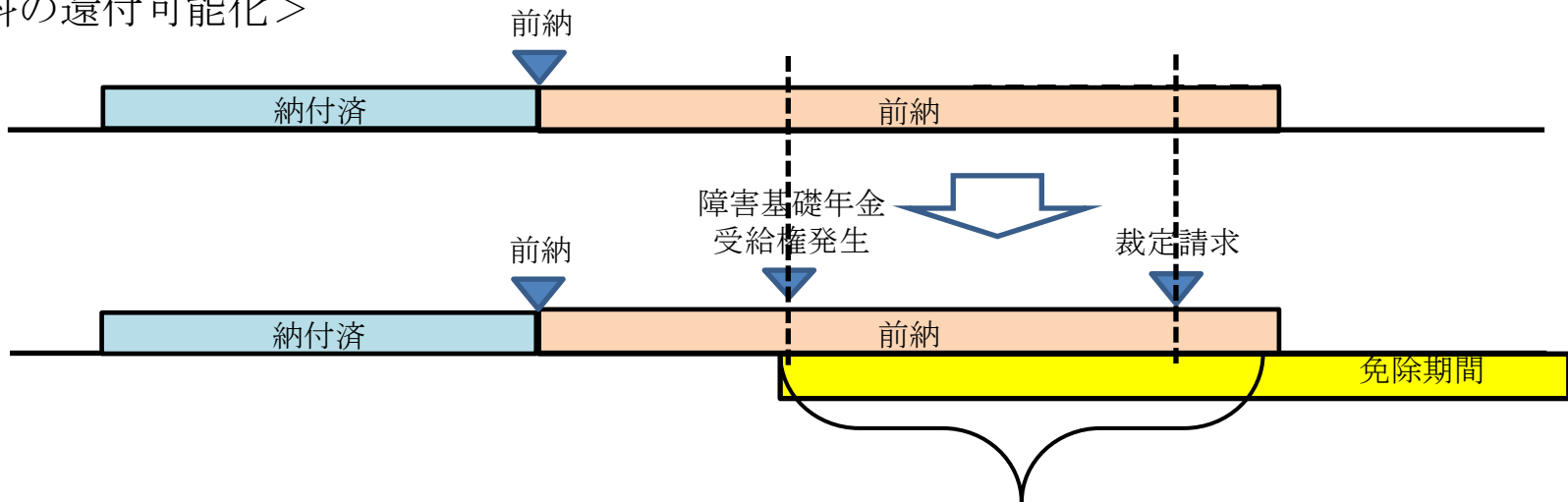
免除期間に係る保険料の取扱いの改善

(具体的な改正内容)

- ①国民年金保険料を前納した後に免除に該当するようになった場合に、免除該当日前に納付された前納保険料のうち免除に該当した月分以後の分について、還付を可能とする。
- ②遡及して法定免除となった場合に、当該法定免除となった期間の分として免除該日後に納付されていた保険料が必ず還付される取扱いについて、本人が特に希望する場合には、当該期間を保険料納付済期間として取り扱えるようにする。
- ③法定免除に該当する場合(障害基礎年金の受給権者となったとき等)に、将来の年金権確保のために特に希望する者については、その後に納付すること又は前納を行うことを可能とする。

<前納保険料の還付可能化>

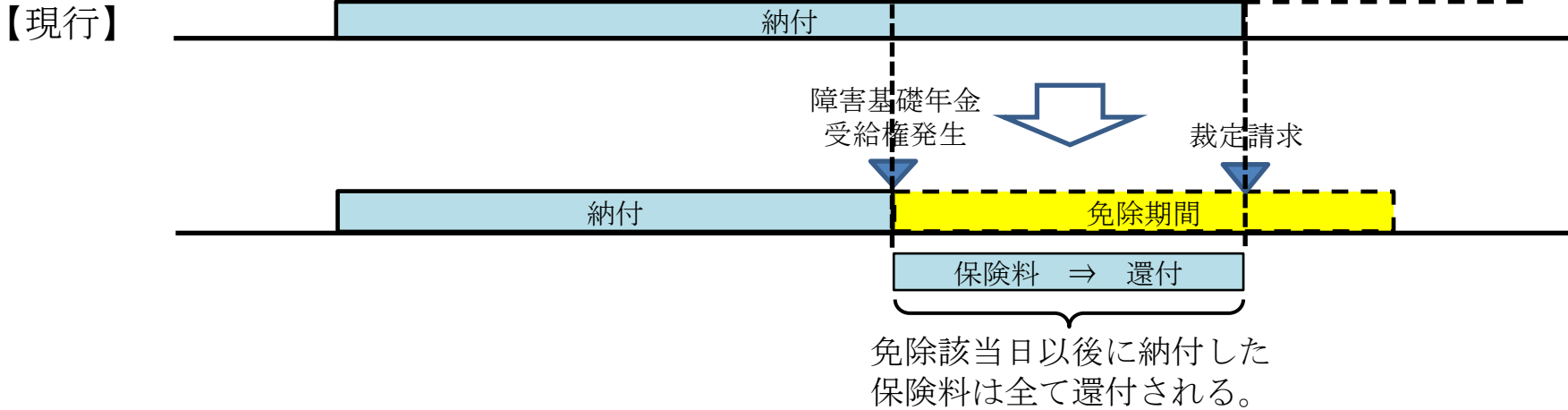
【現行】



免除該当日前に前納されたものは、
免除該当日以後に係る分も還付されない。

【改正後】 ○免除該当日以後に係る分について、還付を可能とする。

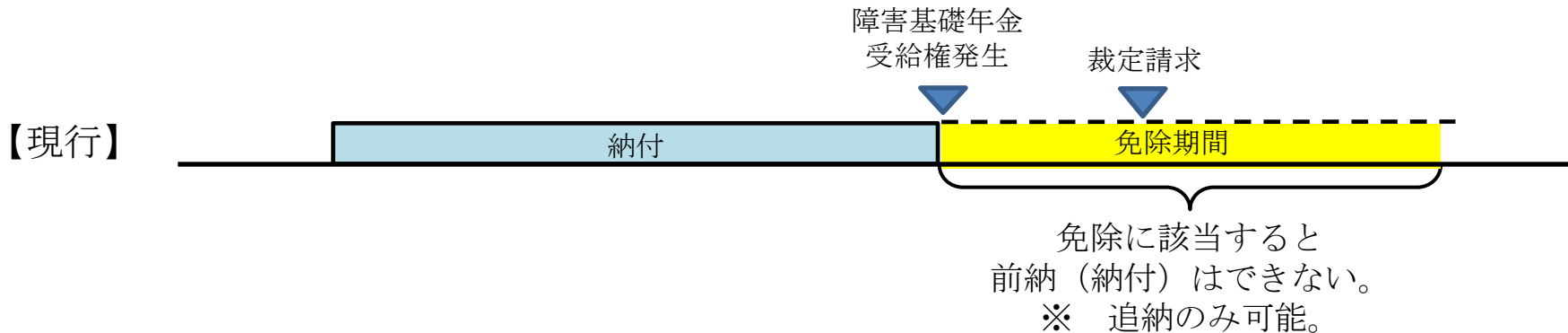
<法定免除遡及該当の場合の保険料納付済期間可能化>



【改正後】 ○保険料納付済期間とすることを可能とする。

※将来、障害が軽快した場合には、障害基礎年金が支給停止となり、老齢基礎年金を受給することになるので、保険料を納めたいと希望する者がいる。免除となった上で、追納することも可能だが、2年以上前の期間分には利子分の加算が加わることや、前納割引ができない問題点がある。

<法定免除該当の場合の保険料納付又は前納の可能化>



【改正後】 ○保険料を納付すること又は前納を行うことを可能とする。

保険料免除に係る遡及期間の見直し

(具体的な改正内容)

- ・保険料免除の遡及期間について、現行では、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の徴収権について消滅時効が成立していない過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようにする。

○ 現行制度における保険料免除

申請日の前年(又は前々年)の所得により免除の審査を行っている。

申請月
▼ (例)

(現行)

21年 11月		23年 7月		23年 12月
○保険料負担能力がなかったことが確認できる場合であっても、免除にならず、資力のない者は未納になっていた期間		← 免除承認期間		

☆見直し後は、当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年(又は前々年)の所得により免除の審査を行うもの。

申請月
▼ (例)

(改正後)

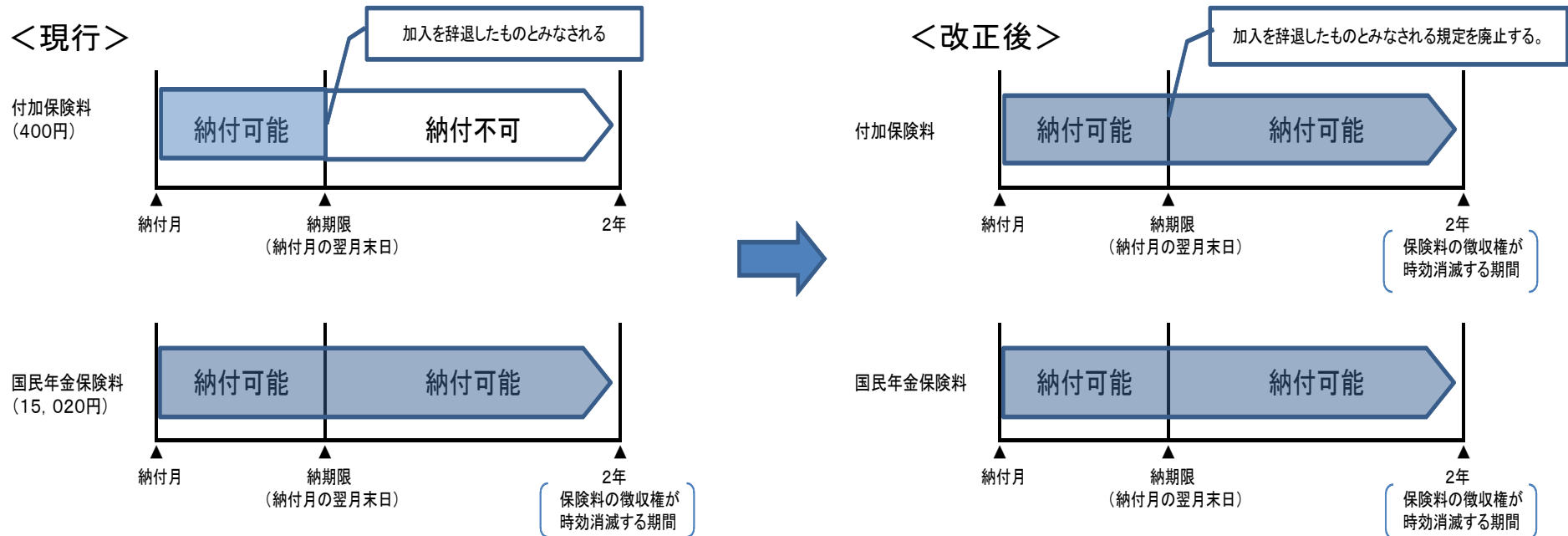
21年 11月		23年 7月		23年 12月
← 免除承認期間				

- 学生納付特例制度、若年者納付猶予制度も同様に過去2年分まで遡及して免除を行うことができるようにする。

付加保険料の納付期間の延長

(具体的な改正内容)

- ・ 国民年金の上乗せの年金であり、任意加入である付加年金の付加保険料については、通常の国民年金保険料と異なり、納期限日（翌月末日）までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したものとみなされ、その後は納付することができない。しかし、実際の納付は、国民年金保険料と付加保険料を一体的に行われることに鑑み、国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付できるようにする。



○年金制度に関する改善要望<日本年金機構 平成23年3月>

国民年金本体保険料は2年以内納付が可能なのに対し、付加保険料は翌月末の納期限以降は納付することができないため、付加保険料の納期限をめぐるトラブルが多く、また、付加保険料の納期限経過ケースでは、付加保険加入を取消し、本体のみ保険料納付者への変更を行う等、本人・年金事務所双方にとって事務負担が大きい。このため、予め付加保険料を申し出ていることを前提として付加保険料納付期間を本体同様2年とする。

所在不明高齢者に係る届出義務化

(具体的な改正内容)

- ・年金受給権者の所在が明らかでない場合に、受給権者の属する世帯の世帯員に対して、所在不明である旨の届出を義務化し、年金支給の一時差止めを行う。

<現行の取扱い>

- 年金受給権者が所在不明となった場合、現在は同居の世帯員等に届出義務を課しておらず、家族等から所在不明である旨の相談等があった場合に、日本年金機構が受給権者の生存確認を行った上で、年金の支給を一時差し止めている。



<改正後>

- 近年、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず、年金が支給され続けている事例が問題となっており、同居の親族等から所在不明である旨の届出を義務化して年金の支給を一時差し止めることとする。
- 具体的には、所在不明の届出があった場合には、受給権者本人に対し生存を確認できる書類の提出を求めた上、その提出がない場合には、年金の支給を一時差し止める。

<届出を行わない者に対する取組>

- 届出を行わない者に対する取組として、後期高齢者医療の利用情報を活用し、一定期間にわたって利用実績のない者を対象に、日本年金機構の職員による訪問調査を行っている。
- ※後期高齢者医療の対象とならない者については、一定期間おきに生存確認の届出の提出を求める等、過払いを防止する取組を今後検討する。

法律附則中の検討規定について

(3年後の検討)

- 政府は、この法律の施行後3年を目処として、この法律の施行の状況を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(短時間労働者への社会保険の適用拡大 施行3年後の検討)

- 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

(低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付)

- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(以下「税制改正法」という。)の附則第1条第2項に掲げる規定の施行の日(平成27年10月1日)から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付にかかる制度を実施するため、税制改正法の公布の日から6ヶ月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、税制改正法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。

(高額所得による老齢基礎年金の支給停止の検討)

- 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

(第1号被保険者に対する出産前後の保険料免除の検討)

- 国民年金の第1号被保険者に対する出産前6週間及び出産後8週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。